与謝野大臣ご指示による報告案件

平成23年5月30日(月) 第9回社会保障改革に関する集中検討会議配布資料

# 社会保障・税一体改革の論点に関する研究 報告書 説明資料(第 I 部)

平成23年5月30日 東京大学大学院経済学研究科教授 井堀 利宏

# はじめに

社会保障・税一体改革の論点に関する研究報告書の位置付け (報告書抜粋 p.1)

「本報告書は、与謝野大臣の指示を受け、これらの論点(注)について、「社会保障改革に関する集中検討会議」の5名の幹事委員(学界…清家篤委員、宮本太郎委員、吉川洋委員、有識者…峰崎直樹委員、柳澤伯夫委員)の下、各論点について有識者にご意見を求め、頂いたご意見を基に、吉川洋委員、井堀利宏教授(東京大学)が中心となってとりまとめを行い、内閣府が整理を行った。」

(注)消費税の逆進性の問題(第Ⅰ部)や消費税率引上げがマクロ経済に 与える影響(第Ⅱ部)といった論点。

# 第 I 部 消費税の逆進性について

○逆進性を何で測るか:生涯所得でみると縮小

# 生涯所得でみた消費税の負担は、ある一時点の所得でみた場合と比べ、逆進性が小さい。

- 消費税の逆進性とは、所得に対する消費税の負担率が、低所得者ほど重いことを指す。
- 一時点の所得でみた逆進性は必ずしも「不公平」を意味せず、単に調査時点の年齢の違い等を反映したものである可能性あり。
  - ▶ 高齢化の中で、一時点の所得でみる妥当性が薄れる(壮年期には消費に比べ所得が多く、老年期には消費に比べ所得が少ない)。
- 生涯所得でみると消費税は比例税であるとの指摘。

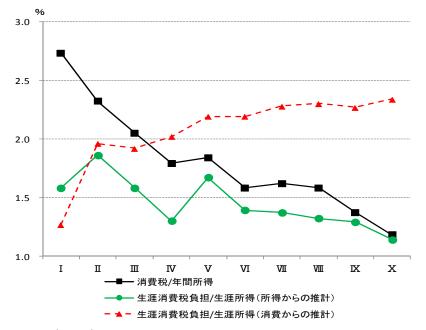
#### <図表1-1ー時点の所得でみた逆進性>

所得に占める 消費税の割合 (%) 4.5 負担重 3.5 3.0 2.5 負担軽 2.0 I II III IV V VI VII VII IX X 所得階級

(注)橋本(2010)表1より作成。元のデータは「家計調査年報」(2007年)に基づくが、課税ベースとして消費支出全体を用いているため、実際よりも少し大きく推計されている。

#### <図表1-2米国及びカナダにおける計測>

(1)米国において付加価値税(VAT)導入を想定した場合の負担率



(出所) Caspersen and Metcalf (1994), Table 5

## <日本における生涯所得でみた逆進性の計測の例>

## 図表1-3(1) 計測の例1 1999年度全国消費実態調査を用いた計測



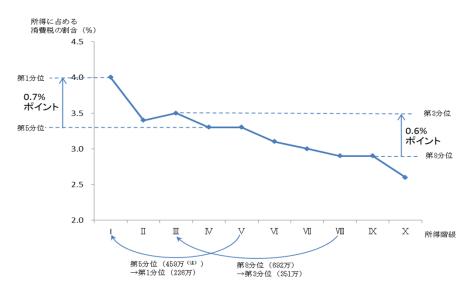
(出所)大竹・小原(2005)図3

#### 図表1-4 計測の例2

#### (1)企業規模別学歴規模別消費税の生涯負担率

	生涯所得	生涯消費税	負担率		
	(万円)	(万円)			
大卒大企業	40,056.2	1,259.0	3.14%	\	
大卒中小企業	32,126.0	1,079.9	3.36%		0.50
高卒大企業 1/2倍	31,677.8	1,081.5	3.41%	0.5% ポイント	
大卒零細企業	27,438.2	936.4	3.41%		程度
高卒中小企業	25,278.3	891.3	3.53%		
高卒零細企業	22,565.8	808.9	3.58%		

#### (2)年間所得が約2倍異なる所得分位間でみた消費税負担率の違い



(注)橋本(2010)表1、表4より作成。(2)については、図表1-1の注も参照。

# ○逆進性を是正する場合、その緩和策としての軽減税率導入の是非

食料品への軽減税率の適用は、他の手段による対応に比べ、効果が小さいという見方が専門家の間で一般的。

- 高所得者と低所得者の間で食料品の支出割合の差が小さく、食料品への軽減税率の適用 は高所得者の負担も軽減。
- 軽減税率の導入は、逆進性を是正する有効的な方策とは言えない。(後述の還付措置や 歳出との組合せが有効)

<図表1-5 マーリーズ・レビューにおける消費税の複数税率についての見解>

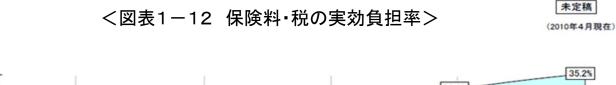
# 間接税 良い税制 現在のイギリスにおける税制 でロ税率、軽減税率、非課税品目有りの付加価値税 値税 ・ 経済効率性の見地から、除外と定めるもの の数を少なくする。 ・ 住宅は、概ねVATの対象ではないが、現在 ・ 金融サービスと住宅においても同等の税。 資産価値に比例的でない住民税の対象。

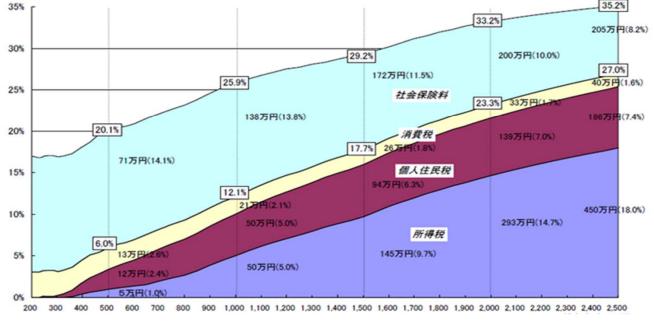
(出所) Mirrlees,James(chair)(forthcoming),Table20.1

# 〇格差・貧困と再分配政策(1)

再分配がこれまで主として世代間で行われていたことを踏まえ、より<u>同一世代内</u> の再分配の機能を強化することが必要。

- 一時点の所得でみた消費税の逆進性は、所得税など他の税制や社会保障制度全体、さらには 歳出面を含めた見直しの中で十分対応可能。
- 非正規労働者や若い世代・子育て世代なども視野に入れた対応を行うべき。

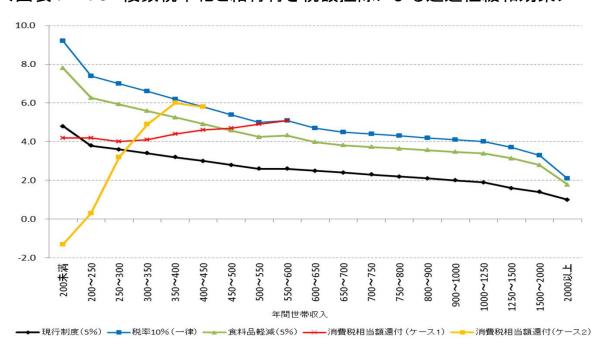




(出所)政府税制調査会専門委員会(2010年度第10回 2010年11月1日)資料

# 〇格差・貧困と再分配政策(2)

• 消費税相当額の還付(給付)措置を導入した場合は、食料品に軽減税率を導入した場合と比べて、逆進性是正に効率的。



<図表1-16 複数税率化と給付付き税額控除による逆進性緩和効果>

(出所)佐藤(2010a)図6-8

消費税率を10%に引き上げると想定。

食料品に軽減税率を導入した場合(税率を5%据置)とそれと同額の財源で還付(給付)を行った場合を比較

ケース1: 還付(給付)4.8万円

ただし所得が300万円を超えると減額(減額率5%)

ケース2: 還付(給付)10万円

ただし所得が230万円を超えると減額(減額率15%)

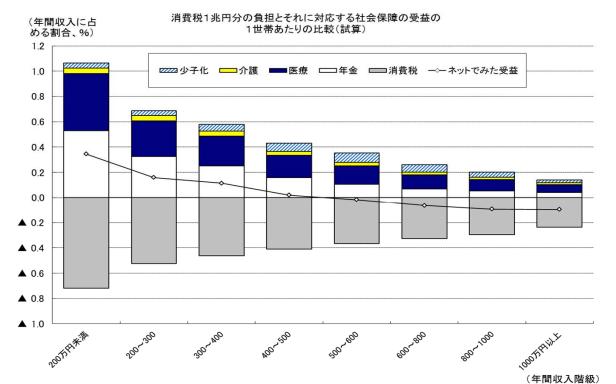
# 〇対応の方向性

### 格差や貧困の問題へ対応するための3つの方法

- ①所得税の累進性を高める、被用者保険の適用範囲を見直すなど個々の政策手段の再分配効果 を高める
- ②ある程度の支出を行うのに十分な規模の税収を確保する
- ③格差是正に有効な方法を歳出・歳入の中で組み合わせる
- 給付付き税額控除など、労働のインセンティブなどミクロ面に配慮した制度設計や、 社会保障・税に関わる番号制度など徴税のインフラ整備が必要。

#### 歳出と歳入を組み合わせた場合

<図表1-17 1世帯当たりの社会保障の受益と消費税の負担についての試算>



#### (注)

- 1. 消費税を1兆円増税し、 社会保障(年金、医療、介護、 少子化)に充てた場合の受 益と負担を計算。
- 2. 各社会保障への配分は、 それぞれの公費負担の割合 に従った(平成22年度予算 ベース)。